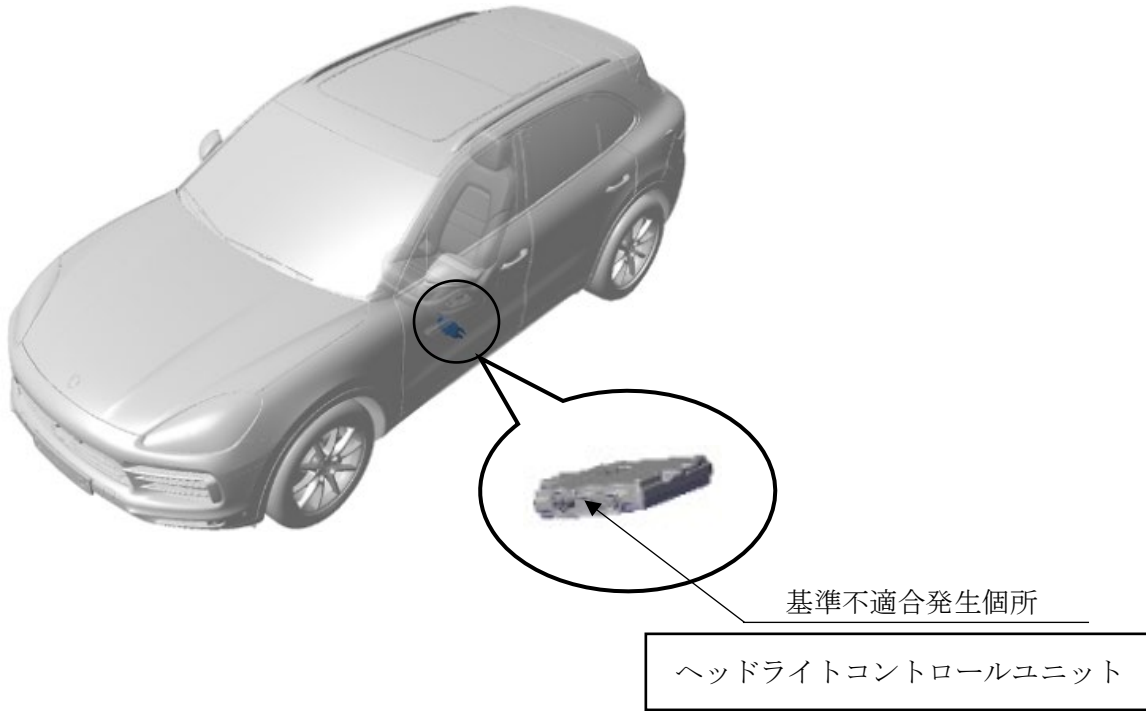


改善箇所説明図



注：□内はプログラムを書き換える部品を示す

ヘッドライトコントロールユニットにおいて、ソフトウェアが不適切なため、オートライトにより配光可変型前照灯を点灯した状態で車両を後退させた場合、配光可変型前照灯のコーナリングライト機能が作動する状態となる。そのため、協定規則第 48 号の技術的な要件に適合しない。

改善措置の内容

全車両、ヘッドライトコントロールユニットを対策プログラムに書き換える。

識別： 改善済車両には車台番号打刻の 9 桁目の下に黄色ペイントを塗布する。